

# ★★★★★★【重要】★★★★★★

## 「商品券の換金請求に関するお手続きと注意事項」

商品券の換金申請を行う際は、以下の手順および期限を必ずご確認のうえお手続きをお願いいたします。

### 1. 換金申請の準備（商品券の取り扱い）

回収した商品券は、以下の通り処理してください。

#### ■半券の切り取りと保管

○商品券に付いている「取扱店舗保管用」の半券を切り離し、貴店にて保管してください。（※この半券は、事業が終了するまで大切に保管してください。）



#### ■店舗印の押印

○半券を切り取った後の「商品券本体」の裏面に、貴店の取扱店舗印を漏れなく押印してください。

※店舗印のない商品券は換金を受けられない場合がありますので、提出前に必ずご確認をお願いします。



#### ■書類の提出

○「換金請求書」に必要事項を記入し、回収した商品券本体を添えて取扱店舗登録した会議所または商工会の受付窓口へ提出してください。

※記入例（別紙参照）

### 2. 各種期限について

○期限を過ぎますと商品券の利用及び換金ができなくなりますのでご注意ください。

\* 商品券の利用期限 : 令和8年9月30日（水）まで

\* 換金請求の受付期間 : 令和8年11月2日（月）まで